

## 広島地方裁判所委員会（第10回）議事概要

### 第1 開催日時

平成19年3月1日（木）午後1時30分～午後3時30分

### 第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

[委員] 岩倉広修，大迫唯志，小野増平，桑原悦子，下崎邦明，高橋正敏，  
竹内俊子，仲家暢彦，橋野俊子，松浦正博，山本秀樹，渡邊清

[事務担当者] 上田事務局長，寺崎総務課長，池田総務課課長補佐，河村  
庶務第一係長

### 第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 事務担当者。内容については別紙のとおり）

#### 1 委員長選任

#### 2 前回の委員会後に行われた模擬裁判体験の感想

#### 3 報告事項

前回委員会後の主な広報活動について

#### 4 裁判員制度の広報の在り方に関する意見交換（法教育の観点から）

#### 5 次回の意見交換のテーマについて

裁判員制度実施までに裁判所が行うべき広報活動の全体像について

#### 6 次回期日等

(1) 日時 平成19年6月7日（木）午後1時30分

(2) 場所 広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

(別紙)

委員長選任

(再任された仲家委員が、引き続き委員長を務めることが了承された。)

前回の委員会後に行われた模擬裁判(現行制度による刑事裁判)体験の感想

模擬裁判に参加する前と後とでは、裁判員の役割や裁判員制度に対する見方、イメージに変化はあったか。

率直に言って、見るべき資料(証拠)が多すぎて、探すのに手間がかかったかなという気がした。素人が見るという視点に立って、分かりやすくまとめることを考えていただければいい。

それから、有罪にする難しさを感じたので、あらかじめ論点をはっきりさせておいてもらいたい。

また、同種の事件との量刑の均衡がとれないおそれがあるのではないかという不安を持った。

量刑の目安になるような客観資料は必要と思われるか。

あった方がいいような気がする。

その点については、そのような資料があった方がよいという意見と、ない方がよいという意見の両方がある。各地で行われている模擬裁判でも、一つのグループでは量刑資料を見て議論し、もう一つのグループでは量刑資料を見ないで議論し、あった方がよかったかどうかの意見を聞くというような工夫をしているところもある。

刑事裁判の大体の流れが分かって、参加した意義はあった。

模擬裁判の際、資料(証拠)を順次、配布されたが、裁判員裁判でも、そのような形で配布されるのだろうか。私は、一度に配布される方が分かりやすいと思う。

裁判員として選ばれる際には、評決の多数決に関する規定などの細か

い部分も含め，全体的な手続の流れは事前に説明されるのだろうか。

手続の一般的な流れとか評決の仕組みというものは，事前に説明しておくことが不可欠だと思う。

書類（証拠）が，どんどん出てくるので，戸惑った。また，専門用語が多いので，事前に用語説明なども必要だと思う。

模擬裁判に参加したこと自体は，自分にとっては大変有意義だった。

評決のところで，裁判官の意見に流されてもいけないし，だからといって裁判官の話を聞かないわけにもいけないし，裁判員になるとその辺で戸惑うのではないかと思った。

また，自分の意見と違う結果となったとき，裁判員になったことで責任を感じ，自分を苦しめるようなことになってはいけないと思うので，その辺をこれからしっかり考えていただきたい。

模擬裁判を経験する前と比べると，やはり質的に全然違う見方をすることができているのではないかと思う。多くの人が，裁判員になったときにどうしようという漠然とした不安を持っていると思うので，事前の広報活動の中で，できるだけたくさんの人に模擬裁判に参加してもらうのがいいと感じた。模擬裁判で裁判員を体験してみたいと感じている人は多いと思うので，もう少し回数を増やすことも大切かなと思う。

それから，それぞれの裁判員の抱いた印象なり，心証なりをそのまま持って評議に参加するのか，それともここまでは確認できているということをお互いに確認し合いながら進めていくことができるのかを，はっきりさせたほうがいいのではないかと思う。

私個人としては，中間評議という形で，お互いに共通認識を持った上で，審理の積み重ねをしていくという方法がいいと思っている。

もちろん，そこで大事なものは，裁判官の誘導にならないよう，分からないことに答えるだけでなくはいけないということであり，その点に

気をつけなくてはいけないと思っている。

有罪か無罪かを定めることは、本当に難しいなと実感した。また、罪を償うということを重視するのか、更生するということを重視するのか、裁判の本質というのはどういうものなんだろうということを考えさせられた。

どのような刑にするかを定めるに当たっては、類似例のケーススタディをさせてもらえると、一定の基準として考えることができると思う。

裁判員制度を定着させていくに当たって、模擬裁判というのは非常に役立つというのを感じた。できるだけ回数を増やして、多くの人に、裁判員を実際に体験してもらおうというのが非常に効果的ではないかと思う。

それから、裁判員制度が導入されたら、無罪が増えるのかなというのが素朴な感想だ。有罪ということに手を挙げていくというのは大変難しく、自分の気持ちの中でかなりエネルギーの要ることだろうと感じた。

また、定年退職した人たちにどんどん裁判員として参加してもらえば良い。社会的なキャリアも十分あるし、日本の司法のためにも役に立ってもらえるのではないかと思う。

評議の在り方について、裁判長はどんな役割を果たすべきだと思うか。交通整理をするべきなのか、チームの一員としての意見を言った方がいいのか、御意見を伺いたい。

評議の中で裁判官がどういう役割を果たすべきかという点については、裁判官も非常に悩んでいる。何よりも裁判員の方々に虚心坦懐に意見を言ってもらう必要があり、裁判官が意見を述べるのが結果として誘導になってはいけない。

しかし、裁判官もメンバーの一員なので、自分の意見を言わずに黙っていると、逆に、裁判員の方の中には、自分たちの意見が試されているのではないかと思って不快になり、かえって意見が言えなくなることも

あるのではないか。

裁判官として参加する以上は、やはり、意見を言わなくてはいけないだろうというのは、多くの裁判官が感じるところだが、その言い方をどうするのか、いつ言うのか、どのように言うのかで、まだ悩んでいるところであり、皆さんの意見を是非お伺いしたい。

やはり裁判長の意見も聞きたいと思うだろうが、最初は裁判員の意見をしっかり出してもらうための交通整理も必要だと思う。裁判長は、その両面を持っていないと、素人が裁判員としてうまくやっていくのは難しいと思う。

それから、裁判員が無作為に選ばれると、極端な場合、全員女性かもしれないし、全員同年代かもしれないということも起こり得るわけで、そういう場合は、どうなんだろうかと考えた。特に、あまり社会経験のない人ばかりのときには、裁判長が交通整理をしないといけないのではないか。

長い目で見ると、裁判員の選任には一切作為を加えないことが一番公平だということになったので、結果としていろんな構成となるであろうし、個々の裁判員の構成に応じて、裁判長の役割も違ってくるといこともあろう。

今回の皆さんの模擬裁判の経験を、裁判員制度の広報活動につなげていけないかと思っているが、いかがか。

裁判員制度の広報を議論するにも、やはり自分で経験してみないと意見も言えないという御意見があって、今回、地裁委員会でこのような模擬裁判を実施したが、裁判所にいる立場の者から言わせていただければ、模擬裁判で得られた感想を、皆さんの職場、地域の方、友人、そういう方々に語っていただけるとありがたい。

自分が直接経験したものではなくても、よく知っている方から経験談

を聞くと、我々法曹三者が説明する場合よりも、すごく身近に感じられるのではないかと思う。

#### 前回委員会後の主な広報活動について

(事務局から前回委員会後の主な広報活動について説明が行われ、裁判所を見学した小・中学生の感想文が紹介された。)

#### 裁判員制度の広報の在り方に関する意見交換

本日は、前回に引き続き、法教育の観点から意見交換を行いたい。まず、委員の方から、広島県における学校教育の中の司法教育について、説明をしていただきたい。

小学校の学習指導要領の中から、法教育に関連するだろうと思われる部分を抜き出してみると、主には社会科だが、その他にも生活科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に記載がある。実際に、教科書の中でどう扱われているかについて見ると、社会科では、地域の公共の施設を調べるといった身近なところから入り、国の政治、仕組みへという流れで法の部分まで入っていくことになっている。道徳では、決まりを守るところから入って、良くしていきたいこの社会という観点から、法というものへのつながりが考えられている。

中学校の学習指導要領では、社会科が主だが、道徳、特別活動、総合的な学習、技術家庭に記述がある。技術家庭では、家庭生活という部分で、いわゆる消費者保護という面から、法の問題が扱われている。中学校の教科書では、社会科の公民的分野で、人権や憲法のほか、裁判所の仕組みが扱われている。また、技術家庭の分野でもクーリングオフという言葉で、消費者の立場での法が扱われている。道徳では、校則であるとか、規則であるというところから、条例や法律というところも考えさ

せていき、深まりを持たせるように構成されている。

高等学校の学習指導要領では、日本史の中の法制史、現代社会、政治経済で扱われている。教科書における記述内容について、日本史では、法制の変化と社会ということで法を取り扱っており、現代社会では、裁判の仕組み、政治ということが扱われている。政治経済では、もう少し体系的で、裁判所の機能と人権保障という形で取り扱われている。

全体像を示していただき、非常にありがたい。

先ほどの事務局からの報告やただいま紹介いただいた点も踏まえて、本日は、裁判所や法曹三者が司法教育に向けて何ができるのかについて御意見をお伺いし、裁判所、あるいは法曹三者の活動に活かしていきたいと考える。

先日、教育委員会を訪問させてもらっているが、その結果を報告してもらいたい。

広島市教育委員会からは、中学校の社会科の先生が構成する研究会を紹介していただいた。その研究会の中の先生を対象とした研修で説明の機会をいただける方向で調整をしている。広島県教育委員会からは、裁判所から発信する情報の周知希望があれば、協力させていただきたいとの回答をいただいている。

裁判所や法曹三者と司法教育との関わりについては、学校に出向いて模擬裁判や講演、質疑応答等を行う出前講座と、学生、生徒の皆さんに裁判所に来てもらって法廷傍聴や模擬裁判、法廷見学等を行う裁判所見学の二つがあり、学校の先生を対象とする裁判員制度、司法制度の説明を始めようとしている段階である。

先ほど、小・中学生の裁判所見学後の感想文を拝見したが、随分いいことを書いていると思うものと、全くの感想だけだと思うもののがあって、差があるように感じられた。おそらく、事前の準備がどれだけでき

ていたかの差だろうと思うので、事前に十分な教育をして、それから体験をさせるということが大切ではないかと感じた。

校長先生や現場の先生方が熱意を持っていらっしゃる学校の子供たちは、質問の仕方や態度が全く違うように思う。

高校の現代社会の教科書でも、裁判員制度という言葉が記載されていないものもあるが、先生方はどのようにして新しい司法制度を教えているのだろうか。先生方を対象とする研修では、裁判員制度に向けての具体的なプログラムがあるのだろうか。

裁判員制度に向けての具体的なメニューはないと思う。

先生方の研究団体での研修の際に、法曹三者で模擬裁判などをやらせてもらえれば、実体験に基づいた指導につながっていくのではないか。

今後、学習指導要領の中に、例えば裁判員制度や体系的な司法教育が盛り込まれて、現場の教科書が変わり、司法教育が小学校から高等学校までの体系的な教育として行われる見通しはあるのだろうか。

具体的な情報としては、まだ聞いていない。

先ほどから言われているように、先生方に対する研修をしっかりとやって、実体験に基づいた指導ということを実現していく必要がある。

話は変わるが、見学とか出前講座を大々的にやっていくのではなくて、裁判所の中に入りやすい雰囲気作り、例えば、普通に裁判所の1階ロビーに入って、裁判員制度はどんなものかをちょっと見て勉強するというようなものが必要かなという気がしている。

現在、裁判所の正面玄関ロビーでは、裁判員制度に関するビデオを流しているが、そのようなイメージか。

そういうイメージだが、裁判所は入りにくいところだと思われているし、ビデオを流していることも知らない人が多いから、それをもう少しピーアールするといいのではないか。



やはり，裁判所は入りにくいのか。

裁判所が，人通りの多いストリートに位置していないという問題が大きいと思う。人がたくさんいる場所にサテライトを設けて，制度の説明，紹介ができるといいと思う。

今，言われたように，裁判所は，普通にちょっと寄ってみようという場所ではないと思う。

色々な地域でフェスティバルなどの行事をやっているので，そこでブースを借りて裁判員制度のビデオを流すとか，パンフレットを配ったりしてはどうか。人が集まる場所に出向いて行ってほしいという意見を以前にも伝えたことがあるが，広島市近辺だけではなく，積極的に地域にも出向いて広報活動をするのがとても重要ではないかと思う。

そのようなブースを確保したりすることはできるのか。

事前に自治体をお願いしておけば，多分できると思う。広島市近辺を離れると，自治体がやっているものが結構あるので，そういう機会を少しでも利用してはどうか。参加するのが難しければ，例えば，ビデオを上映するということも考えられる。裁判員制度は，いずれみんなが関わることなので，きめ細かく知っていただくことが必要だと思う。

今いただいたような情報を大事にして，広報をしていきたいと思うが，出向いて行くというのは大変な面もある。ビデオを放映してもらうということを，早速検討してみたい。

検察庁では，昨年，呉の花火大会の際に，ブースを出した経験があるので，そのノウハウはお教えできると思う。

それから，先ほどのサテライトという案は非常にいいのではないかと。献血のブースのようなものを想像されているのではないかと思うが，街中でやると，かなりピーアール効果があると思う。ただ，予算の問題があって難しいのかもしれない。

予算の問題があるということであれば、県や市町村の施設を借りて、そこにパンフレットを置いてもらうという方法もある。裁判員制度は、すべての住民に関わる問題だから、住民の問題として考えれば、対応していただけるのではないだろうかと考える。

まさに、広い意味での司法教育ということになる。

広島で、高校とも連携してコンソーシアムを作って、市民交流プラザで市民向けの様々な教育を提供しているが、会場費などは広島市にかなり負担してもらっている。教育の一環ということであれば、そういう機会を利用するというのも可能だと思う。

他にも、例えば、市民交流プラザにある「ひと・まちネットワーク」のブースを利用して、パンフレットを置いてもらうことが考えられる。広島市役所の中にもそういう場所があるし、身近なところでは、公民館なども利用できるのではないか。

そういう社会教育施設であれば、広島県や県内の自治体から情報提供させていただくこともできる。生涯学習センターや図書館などの施設に対して、パンフレットを置くことの協力依頼というのは可能だと思う。

公民館については、市民局が担当している関係で、協力をお願いすることができると思う。

そのほか、選挙管理委員会が、選挙の投票率を上げるために、若者を募って、ボランティアで、選挙のピーアールの企画、立案、実行ということをしてもらっているが、そのノウハウを御紹介することもできると思う。

すぐに役立つようなお話をいただきありがたい。裁判所では、公民館とか様々な場所に出向いて出前講座を行っているが、この活動を広げていくということに少し限界を感じることもある。

今、御提案いただいたブース、サテライトにパンフレット等を置い

で多くの人に見ていただくという活動も非常に大事だと思う。今後とも、是非、御協力をお願いしたい。

先ほど、先生方の研究団体の話があったが、まず、先生方に模擬裁判を経験していただいて、その資料を全部提供し、クラスで模擬裁判をやってみていただくというような仕組み作りはどうだろうか。そのためには、資料作りと先生方に対するレクチャーが重要だと思う。仕組み学習はあるけれども、判断学習が欠落しているという点が問題点として大きいと思うのだが、判断学習をするために、裁判を経験するということは大事だろうと思う。

手続を知り、仕組みを知ると同時に、自分で判断を形成して意見交換ができる、まさにその二つが裁判員には必要だ。法曹三者で協力して、小中高、それぞれに応じたシナリオを実現する可能性はあると思う。

そのような資料ができれば、広島県を通じて、研究グループ、研究団体等へ提供して、実践してもらうことはできると思う。そういう活動が広がってくれば、例えば、裁判所の方で、社会科の教員を対象にしたセミナーを行ってもらい、そのセミナーの広報に広島県が協力することもできると思う。

全国では、小学校や中学校で、教師の指導で模擬裁判をやっているところがあるわけで、そういうことがこれから進んでいくのではないかと思うが、その条件整備になるような資料とかシナリオとか、教材的なものがあれば進みやすいと思う。

裁判員制度が新しく導入されるということで、今そこに目が向いているが、すべての国民が選任される可能性があるという点では、検察審査会の問題もある。誰でも検察審査員になる可能性があるし、検察審査員になること自体が国民としての責任でもあるという問題もあり、

もっと視野を広く持って、様々な法的問題に関する教育の機会として、裁判員制度と検察審査会とを一緒に考えられないかなと思う。

おっしゃるとおりである。裁判員制度と同じ時期に、検察審査会の権限が強化される大改革があるが、そのピーアールが遅れていることには、かなり危機感を持っているので、そのような声があるということも紹介していきたいと思う。

#### 次回のテーマ及び日程

次回の開催は、裁判員制度の施行まで2年を切る時期となることもあって、制度実施までの約2年間に、裁判所あるいは法曹三者が行うべき広報の全体像（例えば、勤労者が裁判員として参加しやすくなるための環境や、介護・育児の従事者が裁判員として参加しやすくなるための体制をいかに作っていくか。）をテーマにしたいと思うが、いかがか。

委員了承

日程については、平成19年6月7日（木）午後1時30分からということではいかがか。

委員了承

以 上